

第13回
裁判

～人間らしく生きたい～

25 =

まもろう
憲法25条

暮らしの最低保障 引下げに No!!!

生活保護基準引下げは違憲・違法!



2018年
3/7 (水)
午後2時～

さいたま地方裁判所
105号法廷

※傍聴券が配布されますので、傍聴希望者は13:30までに裁判所にお越しください。

※法廷では弁護士がスライドを使って分かりやすく説明します。

報告
集会

午後2時10分～4時
埼玉会館にて

法廷でどんな主張が交わされたか、
弁護士の解説があります

全国の29地裁で900人超の原告が
同様の訴えを起こしています。

裁判は今も
広がっています

- 佐賀 ●宮崎 ●滋賀 ●千葉 ●秋田 ●兵庫
- 熊本 ●群馬 ●愛媛 ●大阪 ●東京 ●鹿児島
- 愛知 ●石川 ●和歌山 ●京都 ●静岡 ●宮城
- 埼玉 ●沖縄 ●広島 ●富山 ●神奈川 ●青森
- 三重 ●岡山 ●北海道 ●福岡 ●奈良

生活保護基準の引き下げは さまざまな制度に影響します

① 最低賃金が上がらない (下がるところも?)

地域別最低賃金<生活保護基準という「逆転現象」は、改正最低賃金法9条(2008年8月施行)により、最低賃金を引き上げて解消することになりました。

しかし、生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げは抑制されます。地域によっては逆に下がるかもしれません。



③ 住民税の 非課税基準が下がり、 今まで無税だった人が 課税される。

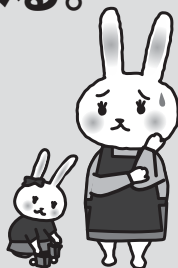
(現在、住民税非課税は3100万人)



② 生活保護基準を 目安にして利用条件を 設定している 教育・福祉・介護施策が 利用できなくなる。

〈全国〉

- 就学援助
生活保護基準額の
1.0~1.3倍以下。
152万人の児童が利用
- 生活福祉資金
生活保護基準額の1.8倍以下。
3万1000世帯が利用
- 介護保険利用料、保険料の減額
- 障害者自立支援利用料の減額



〈一部自治体〉

- 地方税の減免
- 地方税滞納処分の禁止
- 公営住宅家賃減免
- 国民健康保険料・一部負担金の減免
- 自治体の公的貸付

④ 非課税だと 安くすんでいた負担が 増える。

- 高額療養費自己負担限度額
〔70歳未満〕
非課税：上限35,400円⇨
課税：上限57,600円以上に
- 保育料
(国基準。自治体によって上乘せ援助あり)
非課税：9,000円(3歳未満児)⇨
課税：19,500円
…あとは税額によって保育料は上昇
- 介護保険自己負担限度額
非課税：上限24,600円⇨
課税：上限37,200円
- 障害者・児のサービス
非課税：負担なし⇨
課税：所得に応じ上限4,600円~
37,200円など
※障害児・者では、非課税47.7万人(73.5%)
が負担なしとなっている。
- 難病患者の医療費
非課税：2,500円~5,000円⇨
課税額により5,000円から30,000円
までの負担発生